

学校教育法改正に伴う規程の整備に関する規程

(平成19年2月26日規程第81号)

(目的)

第1条 大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の改正に伴い、助教授に代えて准教授を設けるとともに、助教を新設することとしたことに伴い、法人規程の整備を行うことを目的とする。

(改正する規程)

第2条 この規程の対象は次の各号に掲げる規程とする。

- (1) 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程(平成18年規程第2号)
- (2) 会津大学教授会規程(平成18年規程第9号)
- (3) 会津大学大学院コンピュータ理工学研究科の運営組織等に関する規程(平成18年規程第21号)
- (4) 会津大学教員選考規程(平成18年規程第31号)
- (5) 会津大学名誉教授の称号授与に関する規程(平成18年規程第32号)
- (6) 会津大学大学院コンピュータ理工学研究科博士課程担当教員資格審査規程(平成18年規程第33号)
- (7) 会津大学教員等の海外出張に関する規程(平成18年規程第54号)
- (8) 会津大学事務決裁規程(平成18年規程第55号)
- (9) 会津大学の教員等が作成したデータベース等の取扱いについて
- (10) 公立大学法人会津大学職員就業規則(平成18年規程第36号)
- (11) 公立大学法人会津大学職員の休職、降任等に関する規程(平成18年規程第38号)
- (12) 公立大学法人会津大学職員の定年、再雇用等に関する規程(平成18年規程第39号)
- (13) 公立大学法人会津大学職員給与規程(平成18年規程第40号)
- (14) 公立大学法人会津大学職員兼業規程(平成18年規程第43号)
- (15) 公立大学法人会津大学職員懲戒規程(平成18年規程第47号)
- (16) 会津大学教員等の職務発明等に関する規程(平成18年規程第51号)

(一部改正の内容)

第3条 前条各号の規程中「助教授」を「准教授」に改める。

2 前条各号の規程中「及び講師」を「講師及び助教」に、「講師及び」を「講師、助教及び」に、「講師、助手及び」を「講師、助教、助手及び」に、「又は講師」を「講師又は助教」に「講師又は」を「講師、助教又は」に、「若しくは講師」を「講師若しくは助教」に、それぞれ改める。

3 前条第4号の規程第3条第3号中「助手」を「助教」に改める。

(条文の追加)

第4条 第2条第4号の規程第4条の次に次の一条を加え、第5条以下を一条ずつ繰り下げる。

「(助教の資格)

第5条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第2条又は第3条に規定する教授又は准教授になることのできる者
- (2) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者」

附則

この規程は平成19年4月1日から施行する。